

漁業法（昭和２７年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、徳島県漁業調整規則（令和２年１１月１８日徳島県規則第８８号）第３条第１項第１号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、徳島県漁業調整規則第１０条第１項に基づき、制限措置並びに申請期間を次のように定める。

１ 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
1	うなぎ稚魚漁業（火光利用すくい網漁業）	操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の１	１２月１５日から翌４月１５日まで	許可証に記載されている船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	１０	別記 漁業を営む者の資格に記載のとおり
2	うなぎ稚魚漁業（火光利用すくい網漁業）	操業区域の２	１２月１５日から翌４月１５日まで	許可証に記載されている船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	５８	別記 漁業を営む者の資格に記載のとおり
3	うなぎ稚魚漁業（火光利用すくい網漁業）	操業区域の３	１２月１５日から翌４月１５日まで	許可証に記載されている船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	１	別記 漁業を営む者の資格に記載のとおり
4	うなぎ稚魚漁業（火光利用すくい網漁業）	操業区域の４	１２月１５日から翌４月１５日まで	許可証に記載されている船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	０	別記 漁業を営む者の資格に記載のとおり
5	うなぎ稚魚漁業（火光利用すくい網漁業）	操業区域の５	１２月１５日から翌４月１５日まで	許可証に記載されている船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	１２	別記 漁業を営む者の資格に記載のとおり

	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の 馬力数	許可又は 起業の認 可をすべ き漁業者 の数	漁業を営む 者の資格
6	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 6	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	22	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
7	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 7	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	100	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
8	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 8	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	54	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
9	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 9	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	24	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
10	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 10	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	5	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
11	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 11	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	83	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
12	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 12	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	67	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり

	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の 馬力数	許可又は 起業の認 可をすべ き漁業者 の数	漁業を営む 者の資格
13	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 1 3	1 2 月 1 5 日 から翌 4 月 1 5 日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	3 0	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
14	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 1 4	1 2 月 1 5 日 から翌 4 月 1 5 日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	3 7	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
15	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 1 5	1 2 月 1 5 日 から翌 4 月 1 5 日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	2 1 7	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
16	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 1 6	1 2 月 1 5 日 から翌 4 月 1 5 日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	2	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
17	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 1 7	1 2 月 1 5 日 から翌 4 月 1 5 日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	3	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
18	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 1 8	1 2 月 1 5 日 から翌 4 月 1 5 日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	5	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
19	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 1 9	1 2 月 1 5 日 から翌 4 月 1 5 日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	4 0	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり

	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の 馬力数	許可又は 起業の認 可をすべ き漁業者 の数	漁業を営む 者の資格
20	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 20	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	31	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
21	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 21	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	23	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
22	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 22	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	65	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
23	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 23	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	11	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
24	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 24	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	35	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
25	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 25	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	130	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
26	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 26	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	6	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり

	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の 馬力数	許可又は 起業の認 可をすべ き漁業者 の数	漁業を営む 者の資格
27	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 27	12月15日 から翌4月1 5日まで	船舶の使用を認 めない	40	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
28	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 28	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	25	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
29	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 30	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	540	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
30	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 31	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	24	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
31	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 32	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	173	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
32	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 33	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	280	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり
33	うなぎ稚魚漁業 (火光利用すく い網漁業)	操業区域の 34	12月15日 から翌4月1 5日まで	許可証に記載さ れている船舶の 総トン数及び推 進機関の馬力数	7	別記 漁業 を営む者の 資格に記載 のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

1 から 3 4 までのうなぎ稚魚漁業（火光利用すくい網漁業）

令和 8 年 1 0 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日まで

別記 操業区域

- 1 鳴門市北灘町の地先海面
- 2 鳴門市日出湾及び小鳴門海峡
- 3 室漁港及び小鳴門海峡
- 4 亀浦漁港及び小鳴門海峡
- 5 大寺橋から下流の旧吉野川、今切川、撫養川、新池川、水尾川及び喜来中須入江川
- 6 大寺橋から下流の旧吉野川、今切川、撫養川、宮島江湖川、榎瀬江湖川及び名田橋から下流の吉野川（吉野川については区画漁業権の範囲を除く）
- 7 大寺橋から下流の旧吉野川、今切川、宮島江湖川、榎瀬江湖川及び名田橋から下流の吉野川（吉野川については区画漁業権の範囲を除く）
- 8 吉野川右岸先端から徳島市・小松島市境界までの間の地先水面
名田橋から下流の吉野川、沖洲川、新町川、JR 鉄橋から下流の園瀬川、勝浦浜橋から下流の勝浦川及び住吉島川（安宅川）（吉野川については区画漁業権の範囲を除く）
- 9 吉野川右岸先端から徳島市・小松島市境界までの間の地先水面
JR 鉄橋から下流の園瀬川、勝浦浜橋から下流の勝浦川及び新町川
- 10 吉野川右岸先端から徳島市・小松島市境界までの間の地先水面
JR 鉄橋から下流の園瀬川、勝浦浜橋から下流の勝浦川及び大松川
- 11 徳島市・小松島市境界から太田川右岸導流堤までの間の地先水面
千歳橋から下流の神田瀬川
- 12 小松島市赤石町旧国策パルプ西北端から小松島航空隊導流堤基部までの間の地先水面及び共同漁業権共第 52 号の区域
芝生川、立江川、田野川及び太田川
- 13 今津漁港南防波堤突端と同港北防波堤突端を結んだ直線で囲まれた陸側の今津漁港、潮止め樋門から導流堤先端までの間の苅屋川、共同漁業権共第 53 号の区域の内、最大海面高潮時海岸線から 250m までの区域
立江川、太田川、幾島川、落合川、潮止め樋門から上流の苅屋川、基点内共第 83 号（那賀川町赤池）から下流の那賀川、派川那賀川及び桑野川
- 14 基点内共第 83 号（那賀川町赤池）から下流の那賀川、派川那賀川、桑野川、出島川及び潮止め樋門から上流の苅屋川
- 15 富岡港
基点内共第 83 号（那賀川町赤池）から下流の那賀川、派川那賀川、桑野川、打樋川及び福井川
- 16 赤崎西の鼻と新浜防波堤東端を結ぶ線以西の橘湾
福井川及び打樋川
- 17 椿泊漁港
- 18 由岐漁港（由岐地区、木岐地区及び志和岐地区）
- 19 日和佐港及び恵比須浜漁港
日和佐川

- 20 牟岐漁港（牟岐地区及び古牟岐地区）
牟岐川
- 21 浅川港湾口北防波堤、同港湾口南防波堤および両防波堤突端を結んだ直線と海岸線で囲まれた浅川港
伊勢田川及び海老ヶ池排水樋門から下流の五反田川
- 22 鞆奥漁港
旧海部川
- 23 穴喰漁港区域のうち、南防波堤突端から真方位 0 度の直線から西側の区域及び穴喰漁港区域以北海陽町穴喰浦那佐 284 までの地先水面
穴喰川
- 24 大寺橋から下流の旧吉野川、今切川、撫養川、新池川及び名田橋から下流の吉野川（吉野川については区画漁業権の範囲を除く）
- 25 今切川及び三ツ合橋から潮止め樋門までの間の旧吉野川
- 26 名田橋から下流の吉野川、今切川、飯尾川及び一宮橋から下流の鮎喰川（吉野川については区画漁業権の範囲を除く）
- 27 名田橋から鮎喰川合流点までの間の吉野川南岸、飯尾川及び一宮橋から下流の鮎喰川
- 28 名田橋から下流の吉野川、沖洲川、新町川、JR 鉄橋から下流の園瀬川及び勝浦浜橋から下流の勝浦川（吉野川については区画漁業権の範囲を除く）
- 30 第十堰から下流の吉野川及び旧吉野川（吉野川については区画漁業権の範囲を除く）
- 31 鮎喰川
- 32 徳島市新町川左岸導流堤突端と津田木工団地東南端を結ぶ線以西の地先水面及び同導流堤北側の地先水面
徳島市大松町旧通学橋から下流の勝浦川、JR 鉄橋から下流の園瀬川及び神田瀬川
- 33 大京原橋から下流の那賀川、派川那賀川及び県道 130 号線富岡新橋から下流の桑野川
- 34 海部川

別記 漁業を営む者の資格

県内に住所を有する者とする。

なお、この漁業の許可を受けて採捕に従事することができる者の数（許可を受けて採捕を行う漁業者及び漁業者のために採捕に従事する漁業従事者の数の計をいう。）は 1 人とし、漁業従事者は県内に住所を有し、日本国籍を有する 18 歳以上の個人とする。ただし、高校生を除く。